

1

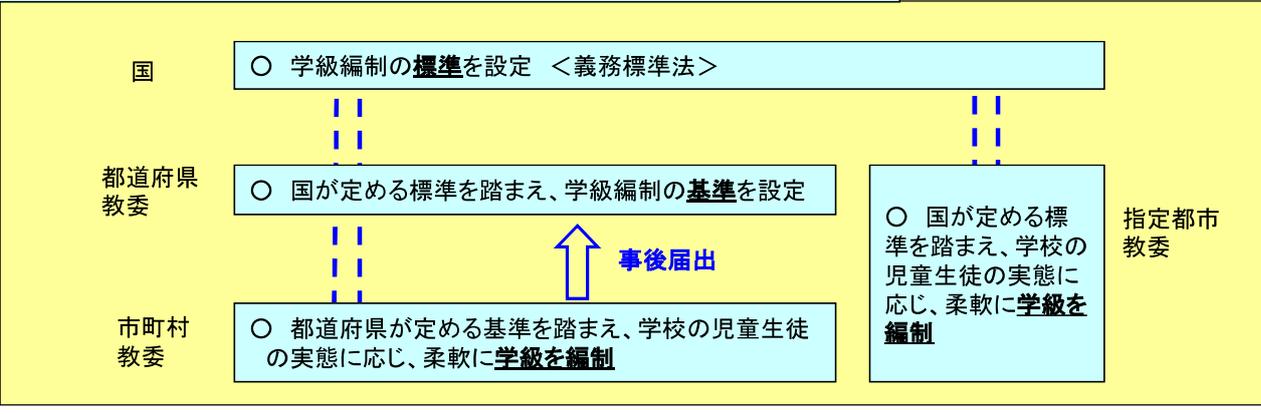
○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

＜小・中学校＞		
同学年で編制する学級	小学校	中学校
	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞		
	6人 (重複障害 3人)	

《参考》  
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。  
  
(学級の編制)  
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

令和3年から小2 35人  
令和7年には小6 35人

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み (義務標準法)

1. 目的と範囲【義務標準法第1条、2条】

- ①目的(第1条)  
・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資する。
- ②「教職員」の範囲(第2条3項)  
・校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員

2. 学級編制の「標準」【法第3条】

- ・小学校 1年生35人、2～6年生40人
- ・中学校 全学年40人
- ・特別支援学級(小・中) 8人
- ・複式学級(小) 1年生を含む場合8人  
1年生を含まない場合16人
- 〃 (中) 8人

令和3年から小2 35人  
令和7年には小6 35人

《参考》  
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3. 教職員定数の算定【法第6～9条、15条】

(1)基礎定数【法第6～9条】

- ①校長(第6条) 学校に1人
- ②副校長・教頭、教諭等(第7条1項(※学級数に応じて算定))
  - ・小学校 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000  
3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250  
5学級の学校の学級総数 × 1.200  
6学級の学校の学級総数 × 1.292 (参考)6学級×1.292=7.75人  
... 【副校長・教頭0.75人(4校に3校)、学級担任6人、専科指導教員1人】
  - ・中学校 1学級の学校の学級総数 × 4.000  
2学級の学校の学級総数 × 3.000  
3学級の学校の学級総数 × 2.667  
...



# ○山梨県における少人数学級への取り組み

※山梨県 第1回少人数教育推進検討委員会 R1.7.8 資料1 参考

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小1	国	40			35			
	県	30						
小2	国	40						
	県	30						
小3	国	40						
	県	40			35			
小4	国	40						
	県	40				35		
小5	国	40						
	県	40					35	
小6	国	40						
	県	40						35

...

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		25				
		35				
			25			
			35			
				25		
				35		
					25	
					35	
						35

山梨県では国に先駆けて少人数学級制度を推進。R6年現在、4年生までが25人学級の対象となっている。小学校5・6年生への拡大については、現在検討されている。

○山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和34年4月13日山梨県教育委員会規則第4号）抄

(学級編制の基準)

第二条 学校の学級は、[次の表](#)の上欄に掲げる学校の種類及び[同表](#)中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、[同表](#)下欄に掲げる児童又は生徒の数を基準として編制するものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	右の学級のうち、児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	二十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十二人
	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	三十五人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人

2 小学校の二の学年の児童で編制する学級は、一の学年の児童及び当該学年より一学年上の学年の児童又は一学年下の学年の児童で編制するものとする。ただし、第一学年の児童を含まないものとする。

教職員数については、編成した学級数により配置される。国や県が決めた基準に即して、配備される。

# ○令和6年度はぐくみプラン該当基準（令和6年4月1日より適用）

はぐくみプラン実施要綱に基づき、はぐくみプランの該当基準を以下に定める。

※ 短時間勤務の教員…再任用教員（短時間勤務）、非常勤講師（年間700時間）

## ○ 小学校1～4年生

### （1）1クラスの場合…アクティブクラス

35人学級編制において、学年1学級で、かつ、児童数が26人～35人の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

### （2）2クラス以上の場合…25人学級編制

35人学級編制において、学年2学級以上で、かつ、1学級当たりの平均児童数が25人を超える学校は25人学級編制を基本とする。ただし、学校の実情に応じて県が認めるものについては、アクティブクラスとすることができる。

#### 〈25人学級編制〉

・25人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。

#### 〈アクティブクラス〉

・35人学級編制において、1学級の児童数が26人以上の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

## ○ 小学校5年生

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という）の一部を改正する法律の施行に伴い、国の学級編制基準が35人となることから、義務標準法に基づき35人学級編制を行う。（国基準[35人学級編制]=県基準（はぐくみプラン）[35人学級編制]）

## ○ 小学校6年生

### （1）1クラスの場合…アクティブクラス

40人学級編制において、学年1学級で、かつ、児童数が36人～40人の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

### （2）2クラス以上の場合…35人学級編制

40人学級編制において、学年2学級以上で、かつ、1学級当たりの平均児童数が35人を超える学校は35人学級編制を基本とする。ただし、学校の実情に応じて県が認めるものについては、アクティブクラスとすることができる。

#### 〈35人学級編制〉

・35人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。

#### 〈アクティブクラス〉

・40人学級編制において、1学級の児童数が36人以上の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

○県25人学級 クラス編成について

10      20      30      40      50      60      70

